

令和 8 年 (2026) 月 日

出雲市長 飯 塚 俊 之 様

出雲市新たな観光財源検討委員会

委員長 奥谷 健

新たな観光財源のあり方に関する検討について（答申）

（素案）

出雲市の観光振興のための新たな安定財源の導入について、令和 7 年 (2025) 7 月 3 0 日付け観光第 271 号で本委員会に諮問され、審議を重ねてきた結果について、下記のとおり答申します。

記

1. 答申

ア 観光振興のための新たな観光財源の必要性について

出雲市が出雲市観光基本計画に基づき更なる観光振興を図るには、そのために必要な経費を賄うに足る新たな観光財源が必要である。

イ 導入する新たな観光財源

- ・ 主要な財源としては、法定外目的税としての宿泊税の導入が妥当である。
- ・ 補完する財源としては、市営駐車場の有料化及び料金改定を検討すべきである。
- ・ 寄附金・協力金についても活用を検討されたい。

ウ 出雲市における宿泊税の制度概要

主要な新財源としての宿泊税の制度概要は次のとおりとする。

課税客体	市内に所在する宿泊施設における宿泊行為
納税義務者	宿泊者
徴収方法	宿泊事業者による特別徴収
課税標準	宿泊数
課税方式	一律制
税率・免税点	隣接自治体と同額程度を基準として設定
課税免除	・修学旅行のみを対象とする ・入湯税における対象と可能な限り一致させることが望ましい
その他	宿泊事業者への負担軽減措置について検討する

エ 宿泊税の用途

出雲市観光基本計画に基づいて実施される新規事業（既存事業の拡充分を含む）の経費を中心に充当することが妥当である。活用実績を適宜周知し、透明性を確保する必要がある。

オ 宿泊税の導入時期

宿泊税の導入については、宿泊事業者の事務負担に十分配慮しつつ、必要な手続きを経た上で、速やかに決定することが望ましい。その上で、徴収開始までに十分な周知を図ることを求める。

審議の過程については、「出雲市新たな観光財源検討委員会 報告書」を添え、報告いたします。